

## 令和2年2月21日 衆議院財務金融委員会議事録

○田中委員長

質疑を続行いたします。日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。本日も質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭、午前中の質疑の中で同僚議員が行った質疑で、PCR検査をしたのかしなかったのか、これについて午後一番で御報告をいただけるということでしたので、まずその結果について教えてください。

○奈尾政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）

お答え申し上げます。

検査の対象になります濃厚接触者の範囲から少し御説明いたしますと、濃厚接触者、幾つか類型がございますが、患者の方が発病した日以後に接觸した者の中で幾つかの類型に当たる方を濃厚接觸者と呼んでいます、これは国立感染症研究所の定義でございます。

今回、厚生労働省職員や内閣官房職員と一緒に業務に当たっていた方が一人いらっしゃるわけでございますけれども、通常は、濃厚接觸者の方については症状を認めた場合にPCRをするという原則でございます。この方について、三人目の方について、濃厚接觸者に該当するかどうかを含めて現在専門家による調査が行われているところでございます。

○日吉委員

結論としては、まだ結果はわからない、調査続行中ということでよろしいですか。であれば、委員長、引き続き調査をしていただくようお取り計らいをお願いいたします。

それでは、本日は所得税法等の一部を改正する法律案についての質疑ということで、この前の委員会で、税のあり方、国家のビジョン、こういったことをお伺いしましたが、まず、税のあり方についてもう一度、この前の議論を踏まえて御質問をさせていただきたいと思います。

先日の委員会で、麻生大臣は、国家の向かう方向、課題というようなことで、幾つかキーワードをお話しになられました。その中で、経済の好循環を達成させるとか、今一番大きな問題は人口問題ということで、少子高齢化だ、先ほども同僚議員の中でその質問がありましたけれども、あと、生活が多様化しているとか国際化が進んでいる、そういった中で、やはり安心して暮らせるような社会をつくっていかなければいけない、こういったことだったと思います。

こういった中で、今ある税制について、どういったところに、どういった方針で、その税のあり方、どこに重きを置くとか、どういった効果を望んでこういった税制をしているとか、こういった現状について、どのように考えられているのか、現状の方針を教えてください。

○麻生国務大臣

過日の財金委でしたか、日吉先生の方から国家ビジョンについてのお話が基本的にあったんだと思いますが、その際には、たしか、経済再生と財政再建の両立というのが一点と、それから、人口問題に限らず、世の中が構造変化しておりますので、それに適切な対応という

こと、この二点を主にお答えさせていただいたように記憶します。

より具体的なことを言えば、経済財政運営に当たっては、例えば民間主導、民需主導の持続的な経済成長というものを実現していくということで、例えば、今お諮りをしておりますこの令和二年度の予算は百二兆ということになっておりますが、この百二兆七千億の支出に対して、入ってくる金というのは六十三・五兆ということにとどまっておりますので、これは、さらなる高齢化とか少子化とかいうものを考えていきますと、保険というか、いわゆる社会保障関係の給付が大きく増加していくということになって、そういう状況の中で、国民のいわゆる老後とかそういった安心、安全といった社会保障というものを次世代に引き渡していくためには、持続の可能性というのを維持していくことが、これは財政的には一番重要だと思っております。

同時に、今言われましたように、人口減少とか働き方とか人生設計とか、多様化になってきていますし、国際化していますし、グローバル化していますし、また、経済自体もデジタル化とかいろいろな問題が出てきておりますので、経済社会の構造変化というものにどうやって適切に対応していくかというのも、これは欠かせない視点だろうと思っております。

その上で、税制のあり方を考えるに当たっては、いわゆる財源というものの調達の機能とか再分配の機能とかいった税の基本的役割とか、公平、公正、簡素といったような基本的原則というものを十分に踏まえた上で、先ほど申し上げましたように、個別の税制に加えて、税制全体のあり方というものを検討する必要があるんだということを思っております。

このような認識に基づきまして、例えば消費税で言わせていただければ、国民が広く受益する社会保障の費用を、いわゆる働く世代だけに集中するのではなくてあらゆる世代が広く分からち合うという観点から、社会保障の財源と位置づけて、昨年十月に、全世代型の社会保障へと転換していくため、一〇%に引上げを行わさせていただいたので、今後の税制のあり方、これまでの改正の効果というものを見きわめつつも、経済社会の情勢の変化等々を踏まえて検討する必要があるものだと考えております。

#### ○日吉委員

具体的な話としまして、消費税を、社会保障を持続可能な形で、経済成長していく中で、社会保障に力を入れていくために消費税を使っていく、これはわかるんですけども、それ以外に、所得課税があったり資産課税があったり、消費課税といろいろ、その中で税目というのがいろいろあるわけですけれども、そういった中で、国家ビジョン、まあ社会保障はわかるんですけども、安心して暮らしていくという。でも、その上で、成長もしていかなければいけない、経済を再生していかなければいけない。そのためには、どういったところに今税制の問題点があるのか、どういったところにもっと税のあり方、変えていかなければいけないとか、そのあたりの認識を教えてください。

#### ○麻生国務大臣

例えば令和二年度の税制改正で言わせていただければ、提案理由の説明の中で申し上げさせていただきましたように、持続的な経済成長を実現して、経済社会の構造変化というものに対して対応するという観点からこの税制改正は行わさせていただくものだ、そう思っております。

具体的には、経済成長の実現に向けて、いわゆる企業は自分の中だけでやるのでなくて、

いろいろな意味でのオープンイノベーションというものの促進に係る税制上の措置とか、また、連結納税制度の抜本的な見直しを行うこととさせていただいております。

また、経済構造の変化というものを踏まえまして、例えば、全ての一人親家庭に対するいわゆる公平な税制の実現とか、つみたてNISA等々の見直し等々を行うこととしておりますが、こうした改正は、先ほど申し上げたようないわゆる国家ビジョン等々、長期的なものに沿った考え方方に沿ったものだと考えております。

○日吉委員

基本的な考え方をお伺いしたかった中で、令和二年度の改正の方向性について今触れていただいたんですけども、大臣が先ほどおっしゃられたように、税の公平、中立、簡素、こういった原則の中において、今、全体の税制の中でどういった項目に問題があるとか、それについてどういった方向性を持っていくかということ、それは、国家ビジョンの中におきましてそれをどういうふうに問題を認識して今後の方向性を考えているのか。今年度の改正に限らず、これから行く末も踏まえて、もう一度御回答いただけますでしょうか。

○麻生国務大臣

これは、残りの税制というのは所得税とか法人税とかいうことになるんだと思いますけれども、所得税の再分配機能というものを考えるという観点から、平成二十五年度以降、所得税の最高税率というものを、いわゆる四〇%から四五%に引き上げさせております。

また、よく言われる金融所得課税というものに関しましても、これは税率を引き上げさせていただいて、二〇%から二五%というものに、上場株式等々に関してはそういうように税制を変えさせていただきました。

また、高所得者に対する基礎控除というものの適用制限というものを、二千万円だったやつを二千五百万円に、基礎控除を適用させるというのを下げさせていただくということで、二千五百万超で基礎控除は適用なしということの施策を既に講じてきたところだと思っております。

法人税もありますが、これはもう、広く負担を分かち合う構造へと改革して、企業の収益力というものが拡大するのに向けて前向きな投資というものを積極的に促すという観点から、課税ベースの拡大により税源をしっかりと確保しつつ税率というものを引き下げるというような、企業の成長志向に資するようないわゆる改革を行ってきたと思っておりますので、こういったような形で、先ほど申し上げたような国家ビジョン全体に沿った形で、基幹三税のうち残りの二税につきましては、今申し上げたようなことを考えて、長期的にもその方向で進んでいくべきものだと思っております。

○日吉委員

そういった、今、方向性をお話しいただきましたが、今の社会を考えたときに、所得については所得格差が広がっているのではないか、こういうふうな指摘があります。そんな中で、こういう格差というのは、地域の格差といったものもあります。

そういった格差をこれからどういうふうな、まあ、縮めていくんだと思うんですけれども、こういった方向を考えたときに、今の方針でそこは縮まるのか、どうなのか、このあたりの認識、教えていただけますか。

○麻生国務大臣

これはもう実にいろいろな意見が出ていますので、これは一つの話ですけれども、例えば、金融所得課税というもので、株の売買、売却によって得た利益に関しましては、これまで税金が一〇%かかったものが二〇%に上げられていると思いますが、これを更に上げるべきではないか等々の御意見というのが出されておりますので、これは令和二年度の、自民党の中でも税制調査会の中の提案として、この点を考えるべき等々の意見が出されておりますので、いろいろな形が考えられる。一つの例として申し上げれば、そういう例があろうかと思います。

○日吉委員

例えば、もう一つ、地域の格差、こういったものを是正していく、ないしは地域が過疎化している、こういった中で税制の向かうべき方向、こういったことについて、大臣、何か考えているようなことがあれば教えてください。

○麻生国務大臣

これは、もっと話が、地域間格差がありますので、静岡と福岡と大分違いますから、状況が。そういった意味では、これは一概にこうすればどうなるというような話ではないから、これは難しい話なんですけれども。

今、この中で地方拠点の強化税制というものを延長させていただく方向で検討を我々させていただいているんですが、これは税制だけで簡単に問題が解決するというような話ではなくありませんので、そういった意味では、各地域における戦略的な話とか、効果的な企業の誘致であるとか、企業自身の政策とか、また、雇用がどうやったら創出できるかとか、そういったような話とあわせて、今、企業の本社移転、そういったものをされたら、東京一極集中というのを是正していくために税制というものを平成二十七年度から見直させていただいているんですが、今回の改正で、この東京一極集中というものは是正に資するべく、首都圏から地方に移転する企業に対しては、地方拠点において、静岡県の浜松なら浜松というところにおいて雇用の増加に資するというような、インセンティブを強化するなどの見直しを行った上で、二年延長ということにしておりますが、こうした改正を通じて、例えば会社とか工場とか本社機能とか、そういった地方に移転又は地方における雇用創出というものが図られるということを期待をいたしております。

○日吉委員

今、所得の格差、地域の格差について対応状況を教えていただきました。

その今の現状としてどのように評価をされておられますか、教えてください。

○麻生国務大臣

これは日吉先生、なかなか難しいんだと思いますが、何で浜松の方が静岡より元気があるんだと言われて、なかなか難しいですよね。私のところも、北九州と福岡と比べて、何で福岡の方が元気があって北九州は元気ないのや、市長の能力の違いとか、いろいろ言われると話が込み入るでしょうが。だから、こういったことをうかつに言うと、すぐまた、おまえなんかと言われるように、突っ込まれますのでね。

たまたま北九州の方は、バックが新日鉄とかいうことになりますので、新日鉄労組というべきかな、そういったような形で出てこられた方ですから。こんな差がついたら、同じ百万でスタートして、片っ方は九十四万、片っ方は百五十万になったのは何でだと言われて。条件

はほぼ同じ。新幹線も通っている、空港もできています、何でもあります、みんなある。にもかかわらず、こんなに差がついたやつは、どうしてと。どうしてですかと言われて、私はもとはそこが選挙区でしたから、今は違いますけれども、そういう意味で突っ込まれると、これはなかなか答えのしようができないところなんですが。

これは地方によって、間違いなく、首長さんの能力もあるだろうし、その地域の置かれた環境もあるだろうし。産業構造が変わって、鉄というものは、昔、七万人からおられましたからね、鉄鋼所というのは。今はあそこに七千人しかおられないと思うんですけども、十分の一になってますから、人口としてはもう激減したということが言えるんだと思いますが。そういういたような企業が大きく変化した。

私ども筑豊でいえば、炭鉱で何十万とおられた労働者が間違いなく数百人に減りましたから、そういう意味では、いろいろな産業構造の変化によって地域構造が変化するというのも、これはある程度避けて通れないところだと思いますが、今の場合のように、どういう評価をしておられるかといえば、税制改正ぐらいでなかなか移っていかない。一点。もう一つは、やはり産業構造が変化して、二次産業から三次産業と言われるようなものに移行していますから。日本人は昔から、御存じのように、ひなびたところよりみやびたところの方が好きですから、間違いなく。みんな京都を目指したわけですからね、昔は。だから、それと同じように、みやびたところに行くということになってきますと、都市というところの方の魅力というのは、ひなびた田舎よりみやびた都の方に行きたがるという心理というものは、これはなかなか日本の場合は難しい。

お断りしておきますけれども、海外はそうじゃありませんよ、別に。ひなびたところの方にどんどん人が行っていますから。そういうところもありますので、みやびたところばかり行っているわけではない。

だから、それは国の国民性にもよるんだと思いますけれども、なかなかこの話は、これをすればすぐよくなるというようなアイデアがあるわけではないと思いますが、時間をかけて、ちょっと、一極集中の弊害というのも確かにありますので、それを薄めていくという努力というものは、これはみんなでやらないかぬ大事なところだと思っております。

#### ○日吉委員

ありがとうございました。

今、大臣がおっしゃられたように、そんな簡単な話ではないということで、それで、産業構造も変わつていろいろ多様化している中で、税制もきめ細かくなければいけないのかな。しかし、その中で、簡素化、簡素なものでなければいけない。そういういたある種矛盾することをどう解決していくかということなんだと思うんですけども、それについてまたいろいろ知恵を絞つていかなければいけないということを申し上げさせていただいて。

先ほど、今回の税制改正についての方針をお伺いしましたが、幾つかちょっと具体的に教えていただきたいなというところがございまして、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しというのを今回されております。これによって、大体、今度、七十億円ぐらいの増収になるということで、その促進するハードルもちょっと上げたんだと思うんですけども、それによって入ってくるお金がふえるようになったということだと思うんですけども、これは、大きなビジョンとの関係におきまして、なぜ今回この見直しを行ったのか、この点について、

ひとつ教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

今委員御指摘のいわゆる賃上げ、投資促進税制、二年前につくられたものを要件を厳しくするという案になっております。

これにつきましては、他の法人減税をするに当たっての財源確保という意味もございますけれども、ビジョンという御指摘ですので、そういう観点で申しますと、成長促進、あるいは成長と分配という大きな眼目のもとで、成長して、それをみんなで分かち合っていくんだという意味で、賃上げの促進あるいは投資の促進、両方をやっていくことが大事なわけでありまして、それを更に推し進めていくと言うとちょっとおこがましいですけれども、ガバメントリーチとして可能な範囲でそれを側面支援していくという改正だったと存じます。

○日吉委員

支援していくというような言われ方をされておりますけれども、厳しくしていくということは、そこへの手当てを薄くしていくということになるんですけども、ほかのところに回していくということにもつながっていくのかなと思いますが、そういった意味では、この見直しというのは余り効果が上がらなかつたという認識なのかどうか、こここのところを教えていただけますか。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

効果が上がらなかつたという認識では必ずしもございません。委員も御指摘になりましたけれども、財源確保という意味も実際ございましたので、裏を返せば、その部分によって恩典が損なわれるといいますか、そぎ落とされる対象者がおられるということでございますので、効果は実際、そういう意味ではあったわけです。

しかし、要件を深掘りするといいますか、厳しくさせていただくことによって、より多くの設備投資をしっかりとやっていただいた方に恩典が行くようにリフォームをさせていただくという意味でございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

もう一つ、交際費等の損金不算入、この見直しをすることによりまして税収はふえるということになっておりますけれども、これについて、国家ビジョンとの関係でどういう方針でこういう見直しをされたのか、教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

交際費に係る特例につきましても、新しい減税をさせていただく上の財源確保という意味もございましたけれども、今、ビジョンということでございましたので、そういう観点から申しますと、一部の大企業においての接待飲食費の特例によって、交際費が大きく変化しているとは必ずしも言えないといいますか、これはもう相対的な評価になるんですけども、ポジティブではあるんですけども、そのポジティブな度合いが、大きな規模の企業になればなるほど、その度合いが低減していくということが統計上見られましたので、その大きな企業、とりわけ大きな企業についての恩典を一部割愛させていただいた、こういうことでご

ざいます。

○日吉委員

財源確保ということもあるという中で、今のお話ですと、一部、効果も薄いから、ほかのところに財源を向けていく、こういった理解をしましたが、その中で、では、全体として、持続的成長をしていくに当たって効果が出ているという判断なのか、それとも効果は上がっていないのか、これまでの状況を教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

交際費課税につきましては、数年前に改正を行いまして、交際費に係る法人課税を一部緩める形をとりました。中小企業についても、別途改正をして緩める形をとりました。

それらの効果というものは、必ずしも、ほかの要因と相まって効果が出てくるということでしょうから、税制による効果というものを特定して申し上げることはできませんけれども、その後、実際支弁されている交際費支出の動向を見ますと、プラスにきいている部分はあると認識しております。

○日吉委員

なかなか効果の測定は難しいんだとは思うんですけれども、ただ、一つ一つ評価をした上で次の改正を行っていかなければいけないと思いますので、そのあたりはしっかりとやっていただけたらなということを申し上げさせていただきます。

それと、もう一点、連結納税制度改正というのが今回ありますけれども、この趣旨説明をしていただいた際に、今回の連結納税制度の改正は、持続的な経済成長の実現のためにというような項目の中で位置づけられていましたけれども、この制度の改正というのは手続を簡略化するようなイメージがあるんですが、これと持続的な経済の成長と、どのようにこの改正がかかわっているのか教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

連結納税制度は、企業グループの一体性に着目をいたしまして、企業グループを一つの法人であるかのように見立てて、法人税を一括して課税する仕組みでございます。

この制度は、平成十四年度の導入から十数年たっておりますけれども、企業グループがみずから的一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきたと認識しておりますけれども、一方で、親法人に情報等が集約していないとか、税額計算が煩雑で修正、更正に時間がかかり過ぎるですか、あるいは、組織再編税制と若干の違いがあって中立性が損なわれている部分があるといった御指摘がございました。こういったことを踏まえまして、今回、連結納税制度の適用実態ですとかあるいはグループ経営の実態を踏まえまして、日本の企業が効率的にグループ経営を行い、競争力をより十分に発揮できるように見直しをすることとしたものでございます。

その見直しによりまして、一体的な、効率的な経営を後押しすることで、企業の国際競争力の維持強化が図されることを期待しております。その観点から、持続的な経済成長に資するものと考えております。

○日吉委員

効率的な企業経営に資するから経済成長にも資する、こういうふうに理解しました。ありがとうございます。

続きまして、今回の税制改正で、いろいろ改正した方がいいのではないかと指摘されている項目の中で改正されていない点について、幾つか、その状況を教えていただきたいなと思います。

まず一つ目は、ちょっと法人税関係についてお伺いいたします。

企業会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にのっとって会計を行っています。しかしながら、税務の観点から、その会計の結果をそのまま使うのではなくて、さまざまな調整をした上で税金の計算をする、法人税の計算をするということになっております。

その中で、やはり簡素であるべきだというようなことから考えますと、企業会計の結果ができるだけ尊重し、なるべく税務の調整が少なくなるようにした方がいいという考え方を持っているんですけども、それについてどのように方針を考えられているのか、まず教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業会計と税制といいますか、税務会計といいますか、根本的な狙いとするところが違っておりますので、おのずと何を表にしていくかという部分が違っております。

ただ、その違いを前提として、国際的な標準にもらみながら、企業が効率的に運営ができ、かつ成長に資するような税制にしていかなければいけないというふうに考えております。

○日吉委員

そうですね。効率的にできるようにしていかなければいけないという中で、かなり会計と税務の違いというのが残っておりますので、例えば引当金についても、賞与引当金、退職給付引当金、これが廃止される、会計上は計上されておりますけれども、税務上の損金算入が認められなくなつたというような状況があります。貸倒引当金についても、金融機関等につきましては損金算入は認められますけれども、一般の企業でも、貸倒引当金、重要な金額を計上されているところもございますので、その損金算入を認めた方がいいのではないか、こういった意見があります。

引当金全般について、やはり、その金額が不確かということではなくて、賞与引当金でも退職給付引当金でも、法的債務としてほぼ同額の支給がなされるというような金額的な妥当性というものも会計上検証された上で計上されている金額でございますので、これも税務上も損金算入を認めた方がいいと思うんですけども、これについて御見解をお願いいたします。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

引当金に関してですけれども、企業が計上いたします各種の引当金につきましては、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積りというのが基本ではございます。

公平性、明確性という課税上の要請から申しますと、不確実な費用又は損失の見積計上ということは極力抑制すべきでございますし、また、引当金制度が企業、産業間の実質的な税負担の格差を生み出し、非中立な影響を与えておそれもございます。そうしましたことか

ら、社会経済的な意義、影響等を視野に入れて、これまで見直しを行ってきたところでございます。

もう既に御案内のことございますけれども、賞与引当金については、課税の明確化、統一性を図る観点から、賞与について、原則実際に支給をした日の属する事業年度の損金に入れるということで、平成十年度に廃止をいたしました。退職給与引当金につきましても、税制が企業の給与の支給形態に対して影響を及ぼしているなどの指摘を踏まえまして、平成十四年度に廃止をさせていただきました。

そして、貸倒引当金につきましても、平成二十三年十二月の税制改正で、損金算入ができる法人を中小企業や銀行などの一定の金銭債権を有する法人に限定するという見直しをさせていただいております。

こういった流れにございますので、一部確定しているではないかという御指摘が先ほどございましたけれども、基本的な流れは、きちんと、透明性と公正性と、しこうして公平性を確保するという流れに来ているかと存じます。

○日吉委員

ありがとうございます。

それと、厚生労働省の審議官、済みません、遅くなりました。退室していただいて結構です。申しわけございませんでした。今、引当金についてお話を伺いました。中立性の立場から見直しも行われたという、そのあたりはちょっとよく理解できなかつたんですけれども、どちらかというと、これは財源確保のためにというような性格が強いのかなというような思いもございますので、そういうことからしますと、やはり税務と会計の一貫という意味でも、金額の正確性という意味でも認めていただいた方がいいんじゃないのかなというふうに思っています。

もう一つ、電話加入権についてですけれども、これも、昔はたしか十万円ぐらいで電話加入権を購入していたような気がするんですけども、今、もうその金額というのはかなり下がりましたし、市場で売買するにしても低価格になっていたと思います。

これについても、税務上も償却できるような形に変更してはどうかという意見が多くありますが、これについて御見解をお願いいたします。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

電話加入権につきましては、法人税法上、固定資産として位置づけられておりまして、一般的の機械のように、時の経過とともに徐々にその価値が減少するものではございませんし、また、御指摘のとおり、権利の譲渡が可能でございます。といったことなどから、土地などと同様に非減価償却資産とされておりまして、損金算入を認めていないところでございます。また、資産の評価損につきましては、企業会計は、株主等の利害関係者の保護といった観点から、原則として積極的に行うものとされておりますけれども、法人税法におきましては、租税回避等につながりやすいといったことから、原則として損金の額に算入をいたさないということになっております。

こうした電話加入権の法的な性格ですか法人税法の考え方を踏まえますと、慎重な検討を要するものと存じております。

○日吉委員

今、電話加入権は非減価償却資産ということですが、減損会計も導入されまして、減損損失も計上されております。それも含めて、税務上も損金算入できるようにした方がいいんじゃないかなという考え方を持っておりますので、これについてもまた機会があれば質問をさせていただきたいと思います。

そして、次に、少子高齢化、人口問題にもかかわるところなんですけれども、世帯単位での課税を、今度は所得税の話ですけれども、所得税の課税をしてはどうか、こういったこともかねてから検討もされていると思います。

大臣も、少子高齢化、非常に重要な問題だと位置づけられております。税務上どういったことが対応できるのか、いろいろ検討されていると思いますけれども、フランスなどでは、世帯単位での所得税の課税によって、子供が多ければ多いほど所得税がどんどん下がっていくというようなメリットがあるということで、人口増加にも一定の効果があった、こういったデータもございます。

そういうことを踏まえまして、この世帯単位での所得税の課税についてどのように認識されているのか、御回答をお願いいたします。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

いわゆるN分N乗方式をとっているフランスのような、世帯単位、なおかつ子育てにポジティブであろうとされる税制ということはもうかねてから言われておりまして、主税局におきましても二十年以上検討されてきました。ただ、やはりどうしても幾つかの問題がございまして、なかなか難しいというのが本音でございます。

これは、日本の所得税が採用しております個人単位の課税ではなく、フランスでやられている世帯単位の課税でありまして、家族の構成に応じて税負担が調整される仕組みであることはよく知られておりますけれども、政府税調のレポートにも指摘がございますけれども、共働きに比べて片働きの世帯が有利になるということがございましたり、あるいは、より大きな利益が高額所得世帯にもたらされるということなどの問題がございますのでなかなか難しいというのが、今、私どもが考えているところでございます。

○日吉委員

今、幾つか課題があるというふうにおっしゃられました。それも理解はできるんですけれども、ただ、大臣が重要な課題だということで挙げられているわけですから、それについての対応というのも、税務上できることを考えていだいた方がいいかなと思います。

もし、これにかわるような、よりいい、国家の問題に対応できる税制があれば、何か検討されることがあれば教えてください。

○麻生国務大臣

先ほどもお話をしましたけれども、人口減少とか少子高齢化というのは、中長期的には日本にとって最大の国難とも言えるような話なんだと思っているんですが、この問題は、短いスパンの話じゃなくて、税制とか財政とかそういった話だけじゃなくて、いろいろな分野を含めまして総合的に取り組んでいかねばならぬ問題なんだと思っております。

かなり時間がかかると思われるの、少なくとも、フランスがこれを成功しているという話

がよく出ますけれども、フランスは、一九四〇年代後半、第二次欧州大戦に敗戦の後、敗戦って、一応勝ったことになっていますけれども、かなりフランスは男性の兵隊さんが亡くなっていますので、その対応からこれを考えたという話で、あのころからやって、七十年かけて今、二コンマ幾つまで持ってきていましたから、そういう意味では、かなりの時間がかかるものだと思っております。

その上で、今、税制に限った話かもしれませんけれども、税制優遇というものが、与えるということだけには限りません。

御存じのように、少子化対策というものの財源というのもとしてもこれはしっかりと確保しておかないと、税の果たすべき重要な役割なんだとと思っていますが、少なくとも、高齢者というか、年配の方も若い方も含めまして、全世代型の社会保障制度というものの構築というものへ向けて、今、少子化対策とかいろいろな意味で、社会保障というもののいわゆる安定財源を確保するというためには、いろいろなことを考えて、昨年十月、消費税率を一〇%に上げさせていただいたところです。

これによって得た増収分というものがありますので、それを利用して、いわゆる幼児教育とか、それから保育というものの無償化をやってみたり、また、待機児童というものが浜松でもあるんだと思いますけれども、そういうものの解消に向けた受皿というものの整備とか、また、四月以降、高等教育を無償化するとか、そういうことを実施するなどして、これで教育費が下がるということによって子供が産みやすくなる、そういうような取組が一つの使い方として考えられると思っておりますが、引き続き、これは予算とか税を含みます政策全体というもので取り組んでいかないとなかなか解決しない問題であろうと思っております。

○日吉委員

ありがとうございます。

もちろん、税制だけで解決できる話ではなくて、政策全般で検討していくかなければいけないとは思います。また議論をさせてください。

そしてもう一つ、今度は自動車関連税制についてお伺いをいたします。

かねてからいろいろ言われておりますて、取得段階、保有段階、そして走行段階でさまざまな税がかけられている。自動車重量税、自動車税、軽自動車税、そしてガソリン税とそれにプラスアルファされている暫定税率、当分の間の税率、こういったものがある中で、複雑ではないか、そして二重課税になっているのではないか、こういった話がありますが、これについて、税の簡素化というような意味で、もう少し簡素にしていく、そして二重課税を解消していく、こういったことをどのように考えられているのか、現状の方向性を教えてください。

○矢野政府参考人（主税局長）

お答え申し上げます。

自動車関係諸税につきましては、委員御指摘のように、税体系が複雑でわかりにくいですか、それを簡素化すべきだといった御指摘があることは承知しております。

それぞれの税目につきましては、課税根拠ですかあるいは創設、改編の経緯が複雑に存していることも事実でありますので、そうした点も踏まえて考えていく必要がございます。

ちなみに、自動車関係諸税のあり方につきましては、一年前にも税制改正がございましたけれども、与党の税制改正大綱におきまして、技術革新や保有から利用への変化などの自動車を取り巻く環境変化の動向ですとか、それから環境負荷の低減に対する要請の高まりなどを踏まえつつ、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされておりまして、こういった諸点を踏まえながら、中長期的な視点で検討していきたいと思っております。

○日吉委員

少なくとも、一般財源化された中において、そもそもの課税をしていた理由がなくなってきたているところ、こういったものは早く廃止した方がいいのかなというふうに考えます。時間もなくなってまいりましたが、あと、最後に、また森友学園の話を一つさせていただきたいなと思います。

二月十九日、森友学園の籠池前理事長とその奥さんが国などの補助金をだまし取ったという罪で、籠池さん本人が五年の懲役、実刑判決が出まして、奥さんの方は執行猶予つきの三年の懲役判決が出ております。

これは補助金をだまし取ったということなんですけれども、補助金適正化法での立件ではなくて、詐欺罪で裁判が行われたというふうに聞いております。実際、補助金も一部返還もしていることがあります、なかなか厳しい判決だったのかなというふうに考えます。その一方、財務省は、この森友問題に関連しまして公文書の改ざんを行って、それにかかわった方が結局不起訴処分になりました。麻生大臣自身も、今回の虚偽公文書の作成や国有地を不当に安く売却したとする背任などの疑いでこういう不起訴になった方々がいますが、麻生大臣自身は、一年間の閣僚分の給与を自主返納されるというような、こういった対応をされております。

それぞれ、財務省としてはこの籠池さんの裁判の結果は関係ないともしかしたらおっしゃるかもしれないんですけども、麻生大臣のこの裁判の結果に関する感想を、ちょっと率直な感想をお聞かせくださいますか。

○麻生国務大臣

今聞かれた、最後に聞かれた、感想ですか。

報道がなされたことは承知しておりますけれども、これは正直申し上げて財務省としてコメントするという立場にありませんので、大阪地裁で出された結審なんだと思いつますので、その意味では、財務省として、ちょっとこれに関して、大阪地裁の判決に対してのコメントというのであれば、ちょっと私どもとしては、財務省としてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。

○日吉委員

財務省としての答弁は差し控えられるということではございますけれども、一方で、この公文書の改ざんをめぐって相当な時間を国会の審議でも使いましたし、財務省の職員の方々もその対応に相当な時間と労力を使われました。それを、もし改ざんがなければ生じなかつたであろうある種の損害というものというのは莫大な金額になるのかなというふうに思います。それが、籠池さんの補助金をだまし取った金額と単純に比べる話でもないかなとは思うんですけども、一方は懲役五年、一方は不起訴処分ということになります。

それぞれの刑法にのっとって判断されることなんだと私は思いますが、一般の国民の方々の目から見たときに、ちょっとそれはバランスが悪いんじゃないのかなというような思いもあるんですけれども、このバランスという意味で、麻生大臣、もう一度御見解を教えてください。

○麻生国務大臣

今御指摘になりました、これは、詐欺罪で問われているいわゆる補助金の不正事件という話と文書改ざんという話は、全く全然別の話なんだと思います、性質が異なりますので。司法手続に基づくいわゆる刑罰というものと職員に対する行政上の処分というものを比較することは、ちょっと適切ではないんだと思っております。

片っ方は行政、片っ方は司法の話ですから。いずれにしても、改ざんの話というものは、私どもとしては、一連の問題につきましては、検察当局の検査というものが、捜査というんですか、手段が行われた結果、財務省としてこれは不起訴処分ということになっておりますのは、もう御存じのとおりです。

したがいまして、私どもとしては、この問題の調査に対する私どもなりの調査をやらせていただいて、厳正な処分を行って、今言わされましたように、私自身も給与の自主返納等々をさせていただいているのであります。

いずれにしても、この問題というものに関しては、だました方が悪いかとか改ざんした方が悪いかは、両方悪いに決まっているんですけども、そういった意味では、こうしたことが起きないように、私どもとしては、決裁等々のやり方を変えるとか、いわゆる財務省の持っております風土というようなものを改革していくということをやって、きちんとやらせていただかなければいかぬなと思っております。

○日吉委員

ありがとうございます。

時間が来たので終わりますが、最後に一言だけ。

前回の委員会のときに、財務省がガバナンスを強化していくに当たって、麻生大臣に、その責任者として、それを、責任があるということを明文化しながらやってくださいということを申し上げましたが、そんなことはないとおっしゃっていました。しかしながら、一般の企業では、内部統制報告書において、企業の社長に内部統制を構築する責任があるということをうたっているわけです。

ですから、そういうことも踏まえまして、金融庁にそれを提出しているわけですから、そのトップである麻生大臣も、責任を明確化して取り組んでください。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。